

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (1)	<p>業務委託契約における監督・検査業務について改善を求めるもの</p> <p>業務委託契約における監督・検査業務については、これまでも定期監査の対象としてきた。組合は平成 29 年度定期監査の改善勧告を踏まえて、業務委託契約書等に従った契約の履行を確保するため、その監督・検査業務について必要な事項を記した「業務委託（経常型）監督検査手引き」（以下、「手引き」という。）を策定し、庁内ポータルサイトに掲載して全職員が閲覧可能な状態にしている。また、契約事務に携わる職員全員を対象に「業務委託契約の監督・検査等にかかる研修」（以下、「研修」という。）を継続的に実施しており、手引きを活用して適正かつ円滑に契約事務を遂行すること等を周知している。</p> <p>事業担当である各所属は、研修や手引きを活用して適正に監督・検査業務を遂行する必要がある。</p> <p>しかし、今回の監査において、令和 4 年度発注分の業務委託契約から抽出して確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務委託提出書類指定様式」及び「業務委託通知様式」で定める書類について、適正に提出・通知されていない案件が見受けられた。 ・業務委託契約書では指示、承諾、協議等（以下、「指示等」という。）は書面により行うとあり、研修や手引きでも「業務実施中に設計図書及び仕様書等又は業務計画書の定めがない事案が発生した場合は、都度、協議（打合せ）を行い、業務打合せ書に記録を残す。」と周知されている。しかし、全所属において、書面（業務打合せ書）による指示等が不十分であった。 ・検査職員は上記の状態であるにもかかわらず検査合格としていた。 ・ヒアリングの結果、研修を受講した職員から「手引きの存在を知らない」、「業務委託契約書の内容を把握していない」旨の回答を得た。 <p>[指摘事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経理課は、事業担当である各所属が監督・検査の責任を有することを認識させるために、手引きや業務委託契約書の周知を図り、これらに関する研修を実施すること。 2 経理課は、研修実施と併せて監督・検査業務に関する理解度チェックを実施すること。 	<p>1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての所属に対して「手引き」や「業務委託契約書」の周知を図るとともに、「業務委託契約書」や「業務委託提出書類一覧表」に関連付けた研修を令和 6 年 2 月 27 日から 3 月 14 日の期間に実施した。 ・研修後速やかに、監督業務、検査業務を中心とした理解度チェックを実施し、担当職員の理解の深化を図った。 ・上記研修と併せて、経験年数の少ない職員用に、当組合における過去の研修資料も紹介（庁内ポータルサイト上に再掲載）し、各職員が各々で研修できる体制を構築した。 	措置済	令和 6 年 3 月 26 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2 (2)	<p>「適正な業務委託契約事務遂行のための照合表」の運用等について改善を求めるもの</p> <p>組合では設計・積算から契約締結、業務監督、検査完了まで適正に契約事務を遂行するためのチェック機能を強化するために「適正な業務委託契約事務遂行のための照合表（以下、「照合表」という。）」を策定し、各所属における監督・検査業務に活用している。</p> <p>監督職員は、監督業務を遂行しつつ照合表を作成し、検査時において仕様書、業務委託提出書類、報告書等と共に検査職員へ提出しなければならない。</p> <p>一方、検査職員は照合表を確認しながら検査業務を行い、作成した検査調書に照合表の写しを添付して、経理課へ提出しなければならない。</p> <p>また、経理課は、提出された検査調書と照合表の写しを確認することで委託業務が適正に履行されているか確認している。</p> <p>さらに経理課は、各所属の検査に同席するモニタリングを定期的を実施し、監督及び検査を担当する職員による複数チェックが有効に機能し、仕様書等の内容に従った契約の履行を確保する体制が機能しているか確認を行い、その結果を各所属へ通知している。</p> <p>今回の監査において、令和4年度発注分の業務委託契約を抽出して確認したところ、全ての案件において照合表が作成されており、検査調書にも照合表の写しが添付されていた。しかし、以下の不備が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照合表に明らかな誤記や適正に監督業務を遂行していれば必ず記入されるべき項目が空白である等の不備が見受けられた。 ・総括監督員（課長）が押印すべき箇所に主任監督員（担当係長）が押印していた。 ・監督職員、検査職員、経理課の3者で照合表を確認しているにも関わらず、照合表の不備が是正されていない。 <p>[指摘事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経理課は、適正な検査業務や照合表の必要性や適正な作成方法等に関する研修を実施し、周知を図ること。 2 経理課は、モニタリング方法の見直しを検討する等、モニタリングの強化を図ること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <ul style="list-style-type: none"> ・監督・検査業務に活用している「照合表」が、存在する意味や記載方法についての内容を含んだ研修を実施した。（指摘 No. 2-(1)）の研修内容に含む） 2 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度予定していた各工場における検査業務への立会に加えて、令和5年12月に令和5年度発注の業務委託契約から幾つかの案件を抽出し、「照合表」、「業務委託提出書類一覧表」、「受注者への通知書類一式書面等」の提出を求め、経理課にて令和6年1月から2月にかけて、照合表と提出書類について確認を行うモニタリングを実施した。 ・モニタリングの結果、指摘すべき内容については、各課・各事業所に周知し、是正するよう通知した。 <p>次年度以降も引き続き、モニタリング数や頻度を増やすことで、適正な履行を確保するための体制強化を図る。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和6年3月26日</p> <p>令和6年3月1日</p>

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
留意すべき事項 1	<p>留意すべき事項 1 クレーン運転業務等における免許証の携帯について</p> <p>今回の監査においては、第3の2として工場施設の維持管理にかかる事務を監査対象とし、焼却工場におけるクレーン設備の整備工事や法定点検の実施状況を確認した。その結果、これらの事務に関して指摘事項はなかった。</p> <p>しかし、第3の6として平野工場の事務の実施状況全般を確認した際に、クレーン運転業務に従事する職員がクレーンの運転に必要な免許証を携帯せずに操作している状況が見受けられた。</p> <p>クレーンの運転業務については、労働安全衛生法第61条第1項において「事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。」と定められているため、各工場に調査を行ったところ、人事異動の際に職員の免許の保有状況を確認しており、適切に当該業務に就かせていた。</p> <p>一方、同条第3項では「第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。」と定められている。免許証等の携帯は当該業務に就く者の責務ではあるが、法令等を遵守した適正な事務遂行をさらに推進するためクレーンの運転業務等に就く職員に対し免許証等の携帯の推進など、事業者として積極的に取り組むよう意見する。</p>	<p>(見解)</p> <p>工場では、各運転直のクレーン運転業務に支障が生じないように、人事異動の際に全員の免許取得状況を確認し、各班編成時には免許取得者を各班に適切に配置するようしており、日々の作業にあたっては免許取得者が従事するよう当該直にて各班員の業務割り当てを行っている。</p> <p>そのような中、平野工場実地監査の際、クレーン運転業務担当者が運転中に免許を携帯しておらず、更衣ロッカーに置いたまま従事していた状況があった。</p> <p>その後、平野工場では免許携帯の周知を行い、作業者の免許証携帯を推進している。</p> <p>また、他工場においても、同様に周知することで作業従事者の免許証携帯を推進してきている。</p> <p>今後は、作業時の免許携帯の更なる推進に向け、免許携帯の周知徹底と各作業場所への免許証携帯の掲示物の設置など、積極的に取り組んでいく。</p>	見解	—

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
留意すべき事項 2	<p>留意すべき事項 2 議決を得ていない動産の買入について</p> <p>大阪市健康局における不適切な契約事務（令和5年10月18日報道発表）を受けて、組合においても、類似案件の有無について組合設立時の平成27年度まで遡って調査した結果、大阪広域環境施設組合財産条例（以下、「財産条例」という。）第2条で定められた議会の議決を要する予定価格7,000万円以上の動産の買入に該当するにもかかわらず、議決を得ずに契約している案件があることが判明したところである。</p> <p>議決を得ずに契約していた案件は、「水管パネル1ほか16点の買入（舞洲工場）」のほか5案件であり、当該契約案件については令和5年第2回臨時会において財産条例に基づく議会の追認の議案が可決されている。</p> <p>そもそも、契約担当や事業担当において、当時、議決を要する契約に該当するとの認識がなかったことが原因であったため、現在、組合は同様の契約についての議決の必要性の周知徹底や契約事務マニュアルへの記載等の再発防止策を講じているが、本事業に限らず、関係諸規程を遵守した手続きとなっているかという根本的なところを踏まえた上で、必要な手続きが適正にとられているか組織的なチェックを行うことにより、適正な契約事務手続きの履行を実現できるよう徹底されたい。</p> <p>今回の事業を受け監査としても、過去の監査状況の確認を行ったところ、平成29年度定期監査において、契約における履行の確保、支払等に当たっては、各種法令や契約書・仕様書等に沿って、事務を実施できているかについて監査を行った案件の一つとして、「水管パネル1ほか16点の買入（舞洲工場）」が対象となっていた。</p> <p>この当時、物品買入に当たっても、契約金額如何によっては議会の議決を得る必要があること、上記「水管パネル1ほか16点の買入（舞洲工場）」が、動産の買入に当たるという認識が、組合全体において欠けていたため、契約金額に注意を払うべきというところに認識が及ばず、過去に監査の対象としながらも、手続きの不備に気づくことができなかった。今年度において本事業が発覚したことについては、組合全体はもちろんのこと、監査に携わったすべての者は、より大いに反省すべきものと自戒を込めて考え、今後は、法令等規程遵守にさらに留意しつつ監査を行ってまいりたい。</p>	<p>（見解）</p> <p>議決を得る必要がある動産の買入れ等にかかる課題への対応とともに、関連する各種条例や規則・規定等について、改めて周知徹底を図るため、令和5年12月13日から同月20日にかけて、各課長、工場長を含む契約事務関連の全職員に対して研修（集合式及びeラーニングによる）を実施した。</p> <p>また、再発防止に向けた具体的な取り組みとしては、各課・各工場における契約請求の起案時に議決の要否にかかる入力を必須としたことから、経理課の担当職員としても改めて、決裁時に確認する事務を徹底することで再発防止に努めることとした。</p> <p>さらに、施設管理課としても、対象となりそうな動産の買入れ案件については、予算編成時に金額等を把握し、各工場等へ注意喚起を促すとともに、具体の執行伺い等の決裁時においても、適宜、手続きの漏れが生じていないかなど厳格な予算管理に努めることとした。</p> <p>今後は、前例踏襲にとらわれることの無いよう、関係規則等を確認するとともに適正な契約事務手続きの履行に努めることとする。</p>	見解	—